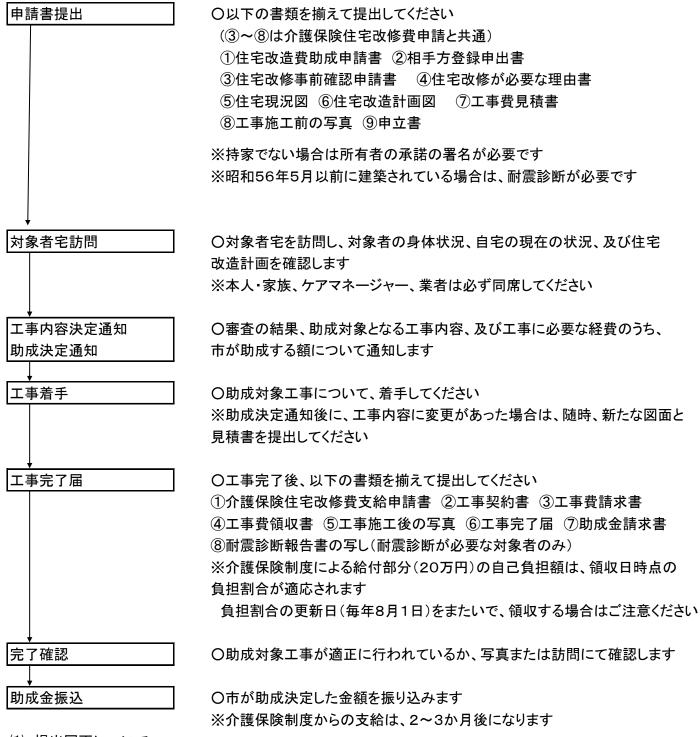
【申請から助成金支払いまでの流れ】

《住宅を改造する工事内容を決めている場合》



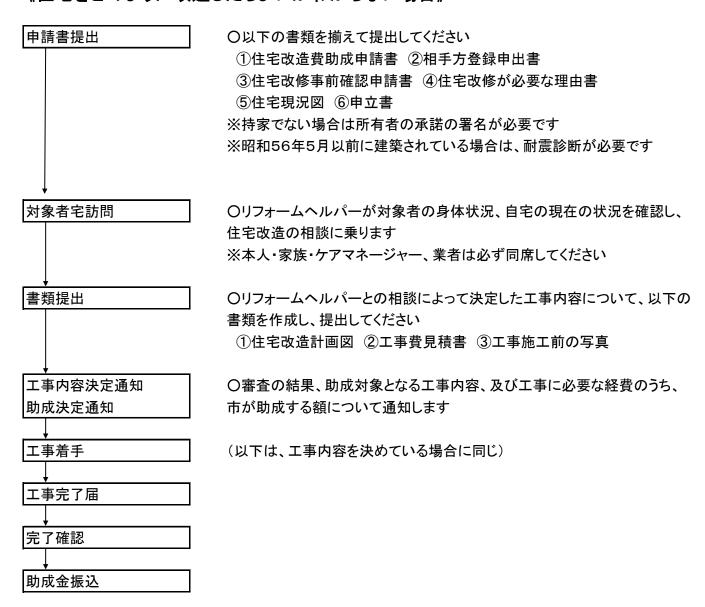
(1) 提出図面について

平面図で結構ですが、手すり位置(縦・横)や床段差の状況、建具の開き方向などを記入し 改造部分の現状と改造後が分かるよう作成して下さい。

(2) 見積書について

工事箇所ごとに分け、さらに工事内容ごとに明細を作成して下さい。

《住宅をどのように改造したらよいかわからない場合》



※ リフォームヘルパーとは?

建築・医療・介護等の「専門職」の立場から住宅改造に関する調査・相談を行う相談員のことです。 既に改造計画が出来ている場合はその確認を、出来ていない場合は計画作成のためのご提案をします。 (改造計画が出来ている場合も、そうでない場合も訪問調査を行います)